

碧南市住生活基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における住宅施策の指針となる住生活基本計画を策定するため、碧南市住生活基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 住生活基本計画に関し、必要な事項を調査及び審議すること。
- (2) 住生活基本計画に基づく住宅施策の実施方法を検討すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が認める者

2 前項に規定する者のほか、専門的知識を有する者をオブザーバーとして委嘱もしくは任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、住生活基本計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、市長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に専門的事項を調査及び検討するため、碧南市住生活基本計画庁内作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部員のうちから市長が指名する。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会長は、調査及び検討した結果を委員会に報告する。

（関係者の協力）

第8条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員会及び部会に愛知県職員その他関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

2 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、愛知県職員その他関係者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条 委員会及び部会の庶務は、碧南市建設部建築課において処理をする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月23日から施行する。